

# 情報コーナー

県などの情報をお知らせします

**新型コロナウイルス感染症対策のため、広報に掲載されているイベントなどの開催について変更される場合があります。また、施設の利用について、臨時に閉館などを実施することがあります。最新の情報は、各問合せ先にお問い合わせください。**

## お知らせ 侵入盗にご注意ください

県では、令和2年中の住宅を対象とした侵入盗の認知件数は1,388件で、1件あたりの被害総額は約140万円でした。

認知件数は年々減少傾向にあります。1件あたりの被害総額は増加傾向にあります。

また、被害に遭うと、「自宅に見知らぬ者に侵入された」という精神的に大きなショックを受けることになります。

普段からドアや窓に対する「防犯対策」や「戸締り」を心掛けることが大切です。

### ▼侵入盗対策

- ① 出掛ける時は、わずかな時間でも必ずカギをかけ、在宅中も施錠してください。
- ② 防犯性の高いカギに取り替え、さらに、補助錠をつけてください。

- ③ 家の周りは夜間でも明るく、見通しの良い環境にしてください。
- ④ 防犯ガラス・警報装置等の防犯器具を活用してください。
- ⑤ 出掛ける時は、近所に一声かけてください。これらの対策をし、被害防止に努めてください。

被害に遭われたら、警察に連絡し被害の届け出をしてください。

▼問合せ 西枇杷島警察署

☎ 052・501・0110

## お知らせ 名古屋法務局相続登記促進強化週間

相続登記と境界問題に関する手続きについて、法務局職員、司法書士や土地家屋調査士が通常の受付期間を延長して電話による手続案内を行います（相続登記のみ午前9時から午後4時まではWebによる手続案内も行います）。また、11月9日（火）のみ、公証人が遺言書に関する手続案内を電話でお受けします。

手続案内は完全予約制です（予約がない場合はお受けできません）。予約された日に担当から予約者に電話連絡をいたします（ただし、Web登記手続案内の予約者は、Teamsへアクセスしていただきます）。案内時間は20分です。

### ▼実施日時

11月8日（月）～12日（金）の5日間

午前9時～午後7時

（正午～午後1時を除く）

### ▼予約期間

10月1日（金）～11月2日（火）の平日午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）

### ▼問合せ

名古屋法務局民事行政調査官室

☎ 052・952・8170

## お知らせ 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

すでに支給要件を満たしている方は、2年目以降の手続きは原則不要です。

### ▼対象となる方

- ① 老齢基礎年金を受給している方
- 以下の要件をすべて満たしている必要があります。
  - ・ 65歳以上である
  - ・ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
  - ・ 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である
- ② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

・ 前年の所得額が約472万円以下である

### ▼請求手続き

- ① 新たに年金生活者支援給付金をお受け

取りいただける方

対象になる方には、日本年金機構が8月下旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和4年1月4日までに請求手続が完了しますと、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができま

す。

② 年金を受給しはじめる方  
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

▼日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求で困りになったときには、給付金専用ダイヤルへお問い合わせください。

### ▼問合せ

給付金専用ダイヤル

☎ 0570・05・4092

（ナビダイヤル）

受付時間

月曜日 午前8時30分～午後7時

火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7時まで